

「マイナンバー法」は通称であり正式名称は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」。税・社会保障の一体改革の一環として、民主党連立政権であった2009年12月に閣議決定され、自公政権の2013年5月に成立。2015年9月には、預貯金口座への付番、医療分野への拡大及び地方公共団体での利用範囲の拡大等を内容とする改正法が成立しました。

住民票がある人へ12桁の個人番号が通知され、希望者（申請）には顔写真・氏名・住所・生年月日・性別、そして個人番号等が記載された個人番号カードが発行されます。個人番号は守秘義務があり、漏らせば罰則が適用されることとなります。

法人には13桁の法人番号が国税庁から通知され、法人名・所在地・代表者名等の情報はインターネット上で公開されます。

制度の狙いは、税徴収の強化を図ること、社会保障財源を縮小することの2点が基本。それにより戦争する国づくりに利用されてしまいません。2016年度予算(案)では、防衛費(軍事費)が初の5兆円越えに。また、大企業へマイナンバー関連の巨額の発注がされています。かつてのハコモノ行政

が、ソフト面にすりかわっているのです。

マイナンバー制度で問題となるのは、個人情報への漏えいやなりすまし、増税・徴収強化、中小業者の負担増、団体・個人への監視などがあります。国は絶対に秘密が漏れることは無いと言っているが、

それらの問題にどう対処したらいいのでしょうか。国は、2017年のワンカード化、さらに東京オリンピックが開催される2020年には全国民が個人番号カードを保有することを目標にしています。制度そのものの狙いや危険を広く知らせ、制度廃止を求める世論をつくり上げることが重要です。

既に、仙台、新潟、東京、金沢、大阪の各地方裁判所には「マイナンバー違憲訴訟」が起きています。個人番号カードはつくらない、つくった人は利用しない。制度の危険を知って、知らせる取り組みをしていきましよう。

内閣府	カードを取得しなくても不利益はない。従業員から番号提出を拒否された記録がなくても罰則はない。
国税庁	確定申告に番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない。国税上の不利益はない。
厚生労働省	労働保険の書類に番号の記載がなくても受理する。罰則や不利益はない。労働保険事務組合が番号を扱わないことで罰則や不利益はない。

講演の中で、ゲスの極みとベツキーのラインの内容が漏れたこと（「存知ですか？」を引き合いに、漏れるはずの無いものが漏れてしまふ危険を強調していました。安全を強く謳っていた原発が事故を起こしたこと一つを考えても、国のいう「安全」は信用し難い。小さく見せて、とんでもなく大きな問題を隠していることがあります。今年（申年）政府は国民に「見ざる、言わざる、聞かざる」を強制しようとしています。

民主主義の国に住む私たちは、
国に対してしっかりと意見を言
うことが憲法で保障されています。
いつか来た道にならないよう、目・
耳・口を良く働かせて、行動する
市民・国民になりましょう。

明日は我が身の高齢者問題

高齢化が大きな社会問題になっています。「年金が目減りして、退職当時の生活設計が狂ってきた」「病気になった時の医療費の負担がこんなに重いと、は知らなかつた」「夫が要介護になり、年金だけでは特養ホームも入れない」などという声をよく聞きます。

2冊の本をご紹介します。

「老後破産―長寿という悪夢」

NHKスペシャル取材班
目次をみると「都市部で急増する独居高齢者の老後破産」「夢を持てなくなった高齢者たち」「急増する老後破産予備軍」「なぜ老後破産に陥るのか」「社会保障制度の落とし穴」。

まじめに働いてきたのに、高齢になり病気や介護などで思いがけないお金が出ていく。

高齢者に密着して、実態をきめ細かく伝えていきます。

「下流老人——億総老後崩壊の衝撃」 藤田孝典著

著者は埼玉県を中心に、生活困窮者支援のNPO法人の活動を行ってきて12年になります。体験を踏まえて「老後の不安」についての実態だけではなく、要因を明らかにしています。

下流老人の具体的な指標として3つの「ない」をあげています。①収入が著しく少「ない」②十分な貯蓄が「ない」③頼れる人間がい「ない」。

「どうすれば安らかな老後を迎えられるのか」で、制度や心、居場所の問題などに言及しています。



私たちも研修会で、著者の藤田さんから直接講義を受けました。また、現実に高齢者からの相談も受けています。みなさんの実態を常議員団にもお知らせください。